

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日
総長裁定制定

(総則)

第1条 国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第2項の規定による教職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号俸を決定する場合の基準等については、この細則の定めるところによる。

（平18. 4. 1裁・一部改正）

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 給与規程第5条第1項の俸給表（以下「俸給表」という。）のうちいずれかの俸給表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 教職員の職務の級を同一の俸給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 教職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降号 教職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。
- (5) 経験年数 教職員が教職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (6) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (7) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (8) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (9) 正規の試験 国立大学法人等職員統一採用試験及び別に定めるこれに相当する試験（以下「統一試験等」という。）並びに別に定める試験（以下「別に定める試験」という。）をいう。

（平18. 4. 1裁・平23. 3. 25裁・平24. 3. 28裁・一部改正）

(級別標準職務表)

第3条 給与規程第5条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(級別資格基準表)

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この細則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる教職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の教職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて教職員となった者
- (2) 前号に該当し、その後引き続いて国家公務員、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、公庫・公団等の職員（沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人に勤務する者及び特別の法律の規定により国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）又は独立行政法人等の役員（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人（行政執行法人を除く。）又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人の役員をいう。）（以下「国家

- 公務員等」という。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて教職員となった者及び前号に準じて国家公務員等として勤務した後、引き続いて教職員となった者
- 3 級別資格基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける教職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については前項の規定にかかわらず同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。
 - 4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、教職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
 - 5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(平19.3.28裁・平20.10.1裁・平23.3.25裁・平27.11.5裁・一部改正)

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における教職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の教職員の経歴のうち、教職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより教職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 教職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱の特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱については、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の教職員の在級年数の取扱)

第9条 次の各号に掲げる教職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた教職員

部内の他の教職員との均衡を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

- (2) 第22条第1項又は第24条第1項に規定する異動をした教職員

部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ総長の承認を得て定める期間

(新たに教職員となった者の職務の級)

第10条 新たに教職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 第11条第3項の規定の適用を受けた教職員又は第16条に規定する職に採用された者に前項を適用する場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、総長の定めるところにより、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに教職員となった者の号俸)

第11条 新たに教職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別

表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第20条第1項又は第21条の2第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する教職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、国家公務員等から引き続いて教職員となった者の号俸は、新たに国家公務員等となった時から新たに教職員となった時の職務と同種の職種に引き続き在職したものとみなして、新たに国家公務員等となった時に新たに教職員となったものとした場合に受けることとなる初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ昇格、昇給等の基準を適用した場合に、その者が新たに教職員となった日に受けることとなる号俸の範囲内で決定する。

（平18.4.1裁・平24.3.28裁・一部改正）

（初任給基準表の適用方法）

第12条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第13条 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「統一試験等」にあつては「大学卒」の区分、「別に定める試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（平18.4.1裁・平23.3.25裁・一部改正）

（経験年数を有する者の号俸）

第14条 新たに教職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第11条第1項の規定による号俸（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、教職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて総長の定めるものに従事した期間のある教職員の経験年数のうち部内の他の教職員との均衡を考慮して総長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第8に定める昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（総長の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で総長の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号に掲げる者

その者の採用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される大

学卒の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第5条第2項第2号に掲げる者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条第1項の規定の適用を受ける者等で総長が認めるところにより得られる経験年数）

(3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。第5号において同じ。）以外の号俸である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数）

(4) 前3号又は次号に該当する者以外の者

初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸である者

級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに教職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における教職員の経験年数の取扱については、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

（平18.4.1裁・平19.3.28裁・一部改正）

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない教職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

（平18.4.1裁・一部改正）

（特殊な職務に採用する場合等の号俸）

第16条 次に掲げる場合において、号俸の決定について前2条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の教職員との均衡を考慮して、その者の号俸を決定することができる。

(1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教育・研究の職に採用しようとする場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に採用しようとする場合

（平18.4.1裁・一部改正）

（特定の教職員についての号俸に関する規定の適用除外）

第17条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける教職員については第13条から前条までの規定は適用しない。ただし、第11条第3項の規定の適用を受けた教職員その他その採用について特別な事情があると認められる者については、あらかじめ総長の承認を得て、その号俸を決定することができる。

（平18.4.1裁・一部改正）

（昇格）

第18条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合

において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

- 2 前項の規定により教職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である教職員に対する第1項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない教職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると総長が認めた場合は、この限りでない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、総長の承認を得て昇格させることができる。

(平19. 3. 28裁・一部改正)

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 教職員が第5条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号俸)

第20条 教職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

- 2 前2条の規定により教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取扱うものとする。
- 3 前条の規定により教職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。
- 4 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号俸が部内の他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、総長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(平18. 4. 1裁・平24. 3. 28裁・一部改正)

(降格)

第21条 教職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により教職員を降格させる場合には、その職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

(平24. 3. 28裁・追加)

(降格の場合の号俸)

第21条の2 教職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7の2に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

- 2 教職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により教職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ総長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。この場合において、当該号俸は、当該教職員が降格した日の前日に受けていた俸給月額に達しない額の号俸でなければならない。

(平18. 4. 1裁・一部改正、平24. 3. 28裁・旧第21条繰下・一部改正)

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第22条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である教職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした教職員の号俸)

第23条 前条第1項に規定する異動をした教職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 新たに教職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の教職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(2) その初任給の決定について第11条第3項又は第16条の規定の適用を受けた者及び総長が別に定める者(次号に掲げるものを除く。) あらかじめ総長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(3) 総長が定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号俸を総長の定めるところにより調整した場合に得られる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに教職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

3 第20条及び第21条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した教職員の号俸については適用しない。

(平18.4.1裁・平24.3.28裁・一部改正)

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により教職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(俸給表の適用を異にする異動をした教職員の号俸)

第25条 第23条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした教職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第23条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「総長が別に定める者(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「総長の定める者」と読み替えるものとする。

(平18.4.1裁・一部改正)

(昇給日)

第26条 給与規程第8条第1項で定める日は、第31条又は第32条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(平18.4.1裁・旧第30条繰上・一部改正、平19.3.28裁・一部改正)

(勤務成績の証明)

第27条 給与規程第8条第1項の規定による昇給(第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。第29条において同じ。)は、当該教職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教職員は、昇給しない。

(平18.4.1裁・追加、平19.3.28裁・一部改正)

(一般職俸給表(一)の7級以上の教職員に相当する教職員)

第28条 給与規程第8条第2項で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (2) 教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級であるもの
- (3) 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (4) 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの
（平18. 4. 1裁・追加、平22. 3. 29裁・一部改正）

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第29条 教職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる教職員に該当するか否かの判断は、総長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教職員 E

2 次の各号に掲げる教職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 総長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに教職員となった者にあつては、新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員（前項第5号に掲げる教職員に該当する教職員及び次号に掲げる教職員を除く。）
D

- (2) 総長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる教職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ総長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する教職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する教職員の数の割合は、総長の定める割合におおむね合致していなければならない。

5 給与規程第8条第1項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

6 前年の昇給日後に新たに教職員となった者又は同日後に第20条第3項、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（総長の定める教職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号俸数を超えない範囲内で総長の定める号俸数）とする。

7 前2項の規定による号俸数が零となる教職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第22条に規定する異動をした教職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる教職員の昇給の号俸数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

9 一の昇給日において第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する教職員の昇給の号俸数の合計は、教職員数、第4項の総長の定める割合等を考慮して総長の定める号俸数を超えてはならない。

（平18. 4. 1裁・追加、平19. 3. 28裁・一部改正）

(研修、表彰等による昇給)

第30条 勤務成績が良好である教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は職務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(平18.4.1裁・旧第36条繰上・一部改正、平24.3.28裁・旧第31条繰上)

(特別の場合の昇給)

第31条 勤務成績が良好である教職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ総長の承認を得て、総長の定める日に、給与規程第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(平18.4.1裁・旧第39条繰上・一部改正、平24.3.28裁・旧第32条繰上)

(最高号俸を受ける教職員についての適用除外)

第32条 第26条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける教職員には、適用しない。

(平18.4.1裁・追加、平24.3.28裁・旧第33条繰上)

(降号)

第33条 教職員を降号させる場合におけるその者の号俸は、降号した日の前日に受けていた号俸より2号俸下位の号俸(当該受けていた号俸が教職員の属する職務の級の最低の号俸の直近上位の号俸である場合にあつては、当該最低の号俸)とする。

(平24.3.28裁・追加)

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第34条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第20条第3項又は第23条第2項(第25条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合を除く。)又はこれに準ずると総長が認める場合に該当するときは、その者の号俸を総長の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

(平18.4.1裁・旧第40条繰上・一部改正)

(復職時等における号俸の調整)

第35条 休職にされた教職員が復職し、育児休業をした教職員、介護休業をした教職員、自己啓発等休業をした教職員若しくは配偶者同行休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(平18.4.1裁・旧第41条繰上・一部改正、平20.2.4裁・平27.3.27裁・一部改正)

(俸給の訂正)

第36条 教職員の俸給の決定に誤りがあり、総長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(平18.4.1裁・旧第42条繰上・一部改正)

(従前の試験により採用された者の取扱)

第37条 平成16年4月1日前に国家公務員法の規定に基づいて告知された競争試験又は人事院がこれに準ずると認めた試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者は、この細則の規定の適用については、正規の試験の結果に基づいて国家公務員等となった者から引き続き教職員となった者とみなす。

2 前項に規定する教職員に級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分を適用する場合は、それぞれ次の表に定めるところによる。

教職員	適用される「正規の試験」の区分
国家公務員採用Ⅰ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅰ種
国家公務員採用Ⅱ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅱ種
国家公務員採用Ⅲ種試験若しくはこれに相当する試験又はこれらに準ずる試験の結果に基づいて教職員となった者	Ⅲ種

(平18.4.1裁・旧第43条繰上)

(雑則)

第38条 この細則に定めるもののほか、初任給、昇格、昇給等の基準に関する運用・解釈等については、総長が別に定めることができる。

(平18.4.1裁・旧第44条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 国立大学法人の成立の際現に京都大学の教職員である者が国立大学法人京都大学の教職員となる際の俸給月額、第11条第3項の規定に準じて決定するものとする。

3 平成15年度国家公務員採用Ⅱ種試験合格者で平成16年4月1日に国立大学法人京都大学の教職員に採用となる者の俸給月額は、当該試験の合格日に正規の試験に合格したものとみなして、この細則の規定に基づき決定するものとする。

附 則 (平成18年4月総長裁定)

改正 平成19年3月28日総長裁定

平成22年3月29日総長裁定

平成26年11月28日総長裁定

(施行期日)

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(改正給与規程附則第2条適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年達示第28号)附則第2条の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた教職員(当該職務の級を一般職俸給表(一)の10級又は専門業務職俸給表8級に定められた教職員を除く。次項及び第4項において「改正給与規程附則第2条適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる教職員に対するこの細則による改正後の細則(以下「新細則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が一般職俸給表(一)の2級若しくは5級又は一般職俸給表(二)の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(平19.3.28裁・平22.3.29裁・一部改正)

3 改正給与規程附則第2条適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)

が、一般職俸給表（一）2級若しくは5級又は一般職俸給表（二）の4級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった教職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年達示第28号）附則第2条の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が同給与規程附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった教職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

（平19.3.28裁・一部改正）

（改正給与規程附則第2条適用職員の切替日における昇格又は降格の特例）

- 4 改正給与規程附則第2条適用職員のうち、切替日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第20条又は第21条の規定を適用する。

（平19.3.28裁・一部改正）

（初任給に関する経過措置）

- 5 平成26年12月1日から平成26年12月31日までの間に新たに教職員となり、その者の号俸の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者（平成26年4月1日（以下この項において「調整日」という。）において38歳に満たない教職員を除く。）のうち、新たに教職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から第11条第1項の規定による号俸（第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を4（新たに教職員となった者が特定教職員（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7级以上であるもの及び第28条各号に掲げる教職員をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号俸は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における第26条に規定する昇給日（次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる教職員以外の教職員 平成19年から平成22年まで

(2) 調整日において46歳に満たない教職員（次号及び第4号に掲げる教職員を除く。） 平成19年から平成21年まで

(3) 調整日において45歳に満たない教職員（次号に掲げる教職員を除く。） 平成19年及び平成20年

(4) 調整日において40歳に満たない教職員 平成19年

（平19.3.28裁・平23.3.25裁・平26.11.28裁・一部改正）

（平成19年1月1日までの間における特定教職員の昇給の号俸数の特例）

- 6 平成19年1月1日までの間における細則第29条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける特定教職員にあっては、C、D又はE）」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定により号俸を決定された特定教職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定教職員」と、「その者の新たに教職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後に新たに教職員となった特定教職員又は同日後に第20条第3項、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定により号俸を決定された特定教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日）」とする。

（平19.3.28裁・一部改正）

（平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号俸数の特例）

- 7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における細則第29条第5項の規定の

適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）」とする。

（平19. 3. 28裁・一部改正）

（平成19年1月1日における一般教職員の昇給の号俸数等）

- 8 平成19年1月1日において、特定教職員（細則第29条第1項に規定する特定教職員をいう。）以外の教職員（以下「一般教職員」という。）を給与規程第8条第1項の規定による昇給（同細則第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに教職員となった一般教職員又は切替日後に同細則第20条第3項、第23条第2項（第25条において準用する場合を含む。）若しくは第34条の規定により号俸を決定された一般教職員にあっては、新たに教職員となった日又は号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（総長の定める一般教職員にあっては、総長の定める号俸数）とする。この場合において、次に掲げる一般教職員は、昇給しない。
- (1) この項の規定による号俸数が零となる一般教職員
 - (2) 給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける一般教職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般教職員に該当するもの
 - (3) 次項第3号に掲げる一般教職員（給与規程第8条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）で総長が昇給させることが相当でないと認めるもの

（平19. 3. 28裁・一部改正）

- 9 一般教職員の基準号俸数は、細則第27条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が、次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般教職員 8号俸以上（給与規程第8条第3項の規定の適用を受ける一般教職員にあっては、4号俸以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般教職員 4号俸
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般教職員 3号俸以下

- 10 総長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに教職員となった一般教職員にあっては、新たに教職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般教職員その他総長の定める一般教職員については、前項第3号に掲げる一般教職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- 11 附則第8項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸（同月1日において職務の級を異にする異動又は細則第22条に規定する異動をした一般教職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる一般教職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

- 12 附則第9項第1号に掲げる一般教職員に該当するものとして決定する一般教職員の昇給の号俸数の合計は、一般教職員の定員等を考慮して総長の定める号俸数を超えてはならない。

附 則（平成19年3月総長裁定）

（施行期日）

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

（在級年数等に関する経過措置）

- 2 施行日の前日に助教授であった者が施行日に准教授となった者及び施行日の前日に助手であった者が施行日に助教に配置換えされた者の別表第2の級別資格基準表の適用については、施行日の前日までの助教授又は助手としての在級年数を准教授又は助教としての在級年数に通算する。

〔中間の改正細則の附則は、省略した。〕

附 則（平成19年12月総長裁定）

この細則は、平成19年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

〔中間の改正細則の附則は、省略した。〕

附 則（平成20年2月総長裁定）

- 1 この細則は、平成20年2月4日から施行する。
- 2 改正後の別表第9国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護規程」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間の項は、平成19年8月1日から適用する。この場合において、現に育児休業をしている教職員が職務に復帰した場合における同項の適用については、同項中「3/3以下」とあるのは、「3/3以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、1/2）」とする。
- 3 改正後の別表第9国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程（以下「自己啓発等規程」という。）第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のための休業の期間の項及び同表自己啓発等規程第2条第4項の規定による自己啓発等休業のうち、教職員の自発的な大学等における修学（教職員としての職務に特に有用であると認められるものを除く。）のための休業の期間の項は、教職員が大学院修学のため国立大学法人京都大学教職員就業規則第15条第1項第5号により休職した期間に準用する。

〔中間の改正細則の附則は、省略した。〕

附 則（平成22年12月総長裁定）

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成23年3月総長裁定）

- この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号、第5条第3項、第13条第2項、別表第2、別表第6の改正規定については、平成22年度試験実施分から適用する。

〔中間の改正細則の附則は、省略した。〕

附 則（平成25年10月総長裁定）

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月総長裁定）

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日の前日から引き続き改正前の別表第9就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間中の教職員については、改正後の別表第9にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月総長裁定）

（施行期日等）

- 1 この細則は、平成26年12月1日から施行し、改正後の別表第7及び別表第7の2は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成26年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号、復職時等における号俸の調整又は国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年達示第24号）附則第2条の規定による号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとさ

れている教職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(平成27年1月1日における昇給の号俸数の特例)

- 4 平成27年1月1日における第29条第5項の規定の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数(当該号俸数が負となるときは、零)」とする。

(平成27年1月1日以降の初任給に関する経過措置)

- 5 平成27年1月1日以後に新たに教職員となり、その者の号俸の決定について第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに教職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号俸(以下この項において「特定号俸」という。)の号数から第11条第1項の規定による号俸(第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。)の号数を減じた数を4(新たに教職員となった者が特定教職員(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第28条各号に掲げる教職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号俸は、第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(当該遡った日が同日の属する年の11月1日(特定教職員にあっては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における第26条に規定する昇給日(次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる教職員以外の教職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年

(2) 平成26年4月1日(以下この項において「基準日」という。)において46歳に満たない教職員(次号から第5号までに掲げる教職員を除く。) 平成19年から平成21年まで及び平成27年

(3) 基準日において45歳に満たない教職員(次号及び第5号に掲げる教職員を除く。) 平成19年、平成20年及び平成27年

(4) 基準日において40歳に満たない教職員(次号に掲げる教職員を除く。) 平成19年及び平成27年

(5) 基準日において38歳に満たない教職員 平成27年

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則(平成27年11月総長裁定)

この細則は、平成27年11月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年1月総長裁定)

- 1 この細則は、平成28年2月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員(個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成28年11月総長裁定)

(施行期日)

- 1 この細則は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年3月総長裁定）

この細則は、平成29年3月9日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年12月総長裁定）

(施行期日)

- 1 この細則は、平成29年12月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成30年12月総長裁定）

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年12月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

〔中間の改正細則の附則は、省略した。〕

附 則（令和元年12月総長裁定）

(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年12月3日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの細則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、改正後の細則の規定による号俸が改正前の細則の規定による号俸に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の細則の規定にかかわらず、改正前の細則の規定による号俸とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった教職員（個別に総長の承認を得て号俸を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。